

お 知 ら せ

平成30年7月豪雨による災害により、自動車登録申請の際の書類の有効期間について特例として下記の取扱いを行いますのでお知らせします。

○印鑑証明書、使用者の住所を証する書面の有効期間

(対象)特定被災地域内に住所を有する自動車の所有者・使用者及び本拠の位置が定められている自動車の所有者・使用者

(期間)平成 30 年 3 月 28 日から平成 30 年 6 月 28 日までに作成されたもの
→ 平成 30 年 11 月 30 日まで有効

○車庫証明

(対象)特定被災地域内に住所を有する自動車の使用者及び本拠の位置が定められている自動車の使用者

(期間)平成 30 年 5 月 21 日から平成 30 年 6 月 28 日までに作成されたもの
→ 平成 30 年 11 月 30 日をもって有効

○登録証明郵送請求時の住民票の有効期間

(対象)特定被災地域内に住所を有する者

(期間)平成 30 年 5 月 30 日から平成 30 年 6 月 28 日までに作成されたもの
→ 平成 30 年 11 月 30 日まで有効

京都府における対象地域

福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、

船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町

※特定被災地域とは、平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された地町村の区域をいう

京都運輸支局登録部門